

令和 8 年

第 8 回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和 8 年 8 月 2 5 日 午後 1 時 3 0 分から
場 所 大磯町役場 本庁舎 4 階 第 1 会議室

1 出席委員

1 番 安 池 幸 子	9 番 守 屋 智
2 番 加 藤 敏 行	1 0 番 加 藤 敏 郎
3 番 竹 内 欣 也	1 1 番 渡 邊 康 弘
5 番 山 口 秀 雄	1 2 番 仲出川 治 幸
6 番 鈴 木 洋 有	
7 番 平 原 則 子	1 5 番 柳 田 進
8 番 青 木 貞 治	1 6 番 戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

1 3 番 石 井 雅 浩 吉 川 京 男

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

添 田 政 夫 柏 木 博 二 宮 晃 一

5 出席事務局員

事務局長 谷 河 かおり
書 記 久保田 徳 人 伴 野 航

6 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 19 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 20 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等
促進計画(案)に係る意見聴取について

議案第 21 号 農地利用最適化推進委員の辞職願について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による受理通知書について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

議長 本日はまず、「農業委員会等に関する法律」第32条『総会及び部会の会議は、公開する。』とありますので、傍聴人に入室をさせますので、ご了解いただきたいと思います。

《傍聴人入室》

議長 ただ今の出席委員は13名で、定足数に達しておりますので令和8年第8回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、13番石井雅浩委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、3番竹内欣也委員と5番山口秀雄委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

事務局 吉川京男農地利用最適化推進委員から令和8年8月20日付けで辞職願が提出されましたので、机上配布しました議案第21号「農地利用最適化推進委員の辞職願について」を追加させていただきます。

議長 議案第21号「農地利用最適化推進委員の辞職願について」が追加されたとのことです。

ただ今の報告について、何か発言ございますか。よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第19号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第19号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、議案書の1ページの2件でございます。場所につきましては総会資料の1ページと2ページをご覧ください。

最初に1番について説明します。

事務局 《議案第19号1番を朗読・説明》

書記 議案第19号1番につきましては、社会福祉法人の事業の拡大に伴い駐車場が手狭になったので、隣接する農地の一部を転用して敷地拡張を図るものです。

当該農地は、市街化調整区域の畑1筆ですが、敷地拡張により駐車場での混雑を解消し、隣接する社会福祉法人の施設で働いている障害者の安全確保と事故防止が図られると考えられます。

なお、8月13日に生沢地区担当の竹内委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございました。では、現地確認をお願いした生沢地区担当の竹内委員から説明をお願いいたします。

3番委員（竹内） 3番の竹内です。議案第19号1番の農地について、8月13日に私と事務局で現地確認を行いました。

敷地拡張により駐車場における障害者の安全確保と事故防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま報告がありましたように障害者の安全確保と事故防止が図られるとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第19号1番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第19号1番について、原案とおり決定しました。

それでは次に、議案第19号2番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第19号2番を朗読・説明》

書記 議案第19号2番につきましては、町の公共下水道工事に伴い工事現場に隣接する畑を資材置場として一時転用により使用するものです。

当該農地は、農業振興地域内の農用地1筆ですが、工事が終わり次第、農地復元されることになっていて、工事現場に隣接した場所を利用することで工事の効率化と作業員及び周辺住民の安全確保が図られるものと考えられます。

なお、8月13日に生沢地区担当の竹内委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございました。では、現地確認をお願いした生沢地区担当の竹内委員から説明をお願いいたします。

3番委員（竹内） 3番の竹内です。議案第19号2番の農地について、8月13日に私と事務局で現地確認を行いました。

工事現場に隣接した当該農地を資材置場として利用することで、工事の効率化と作業員及び周辺住民の安全確保が図られるものと考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま報告がありましたように工事の効率化と作業員及び周辺住民の安全確保が図られるとのことですよ。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 当該農地は農業振興地域内の農用地であるが、農地転用は可能なのか。

事務局 当該農地は農業振興地域内の農用地ですが、工事終了後に農地復元をしますので問題はあります。

議長 他にございせんか。他に意見がないようですので、議案第19号2番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第19号2番について、原案とおりに決定しました。
以上で、議案第19号は終わります。

議長 次に議案第20号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」を議題に供します。
それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第20号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」は、議案書の3ページの1件でございます。
場所につきましては総会資料の3ページをご覧ください。

議案第20号1番と2番の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）についての審議事項でございます。

なお、議決後に町長に意見聴取を行います。

事務局

《議案第 20 号 1 番と 2 番を朗読・説明》

書記 当該農地は、西小磯地区の農業振興地域内の畑 2 筆で、乳牛の飼料畑として耕作されていましたが、廃業により遊休化（草刈りは実施されている）した状態となっています。今回、養鶏農家が飼料畑として借りることで、営農の拡大と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、8 月 13 日に西小磯地区担当の仲出川委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をお願いした西小磯地区担当の仲出川委員から説明をお願いいたします。

12 番委員（仲出川） 12 番の仲出川です。議案第 20 号 1 番と 2 番の農地について、8 月 13 日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地を養鶏農家が飼料畑として借りることで、営農の拡大と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように営農の拡大と農地の遊休化防止が図られるとのことでした。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第 20 号 1 番と 2 番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第 20 号 1 番と 2 番について、原案とおり決定しました。

議長 以上で議案第 20 号のすべての審議が終わりました。

なお、農用地利用集積等促進計画（案）については、町長に意見聴取いたします。

議長 次に追加されました議案第 21 号「農地利用最適化推進委員の辞職願について」を議題に供します。

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

《議案第 2 1 号を朗読・説明》

書記 議案第 2 1 号「農地利用最適化推進委員の辞職願について」は、令和 8 年 8 月 2 0 日付けで吉川京男農地利用最適化推進委員から辞職願が提出されましたので、辞職の可否について審議するものです。

「農業委員会等に関する法律」（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 2 3 条「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」とされていますので、農業委員会総会の可決をもって辞任が認められます。

なお、今回の辞任による推進委員の欠員の補充は、現行委員の任期が来年の 8 月までなので行いません。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように総会の議決を得て辞任できるとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 どのような理由で辞任するのですか。

事務局 個人情報ですので詳細な理由は言えませんが、健康上の理由ではないようです。

委員 病気とかではないのなら安心しました。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第 2 1 号について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第 2 1 号について、原案とおりの決定しました。

議長 次に、報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による受理通知書」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による受理通知書」につきましては、議案書 4 ページの 2 件でございます。

事務局

《報告第 1 号 1 番と 2 番を朗読》

書記 報告第 1 号 1 番と 2 番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第1号1番と2番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書5ページの3件でございます。場所につきましては、総会資料の4ページから6ページをご覧ください。

事務局 《報告第2号1番から3番を朗読》

書記 報告第2号1番から3番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番から3番について、発言がある方は挙手をお願いします。

委員 報告第2号1番は以前に転用届を出されていたと思いますが、2度も受け付けるのですか。農地台帳での処理はどうなっているのですか。

事務局 前は医療法人から農業法人への譲渡及び転用でした。医療法人は当該地に所有する宅地と農地の全てを売却したかったのですが、農業法人はすべての土地を譲渡されましたが、宅地だけ必要でしたので、今回、農地を売却するために届出をしました。

また、農地台帳において市街化区域の農地については、一度転用届を出すと台帳から抹消されます。しかしながら、農地台帳では抹消されていても、再度、譲渡が必要な場合は、農業委員会が発行する受理書がないと登記できないため、受付を行っています。

委員 何度も届出をしないよう最初から一度で済ませるために届出人には指導を行って欲しい。

事務局 わかりました。

議長 他にございませんか。他に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

す。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和８年第８回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

議長 それでは、傍聴人は退出してください。

《傍聴人退出》

(午後２時３０分)